公　　告

神津島空港の施設変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第81条第１項の規定により公示する。

令和７年５月30日　　国土交通大臣　中野　洋昌

1　事案の内容　令和７年国土交通省告示第431号に係る神津島空港の施設変更について

2　日時　令和７年７月８日14時00分

3　場所　神津島村生きがい健康センター　東京都神津島村903番地

4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を令和７年６月13日17時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長に提出しなければならない。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

6　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日13時00分から神津島村生きがい健康センターで行い、傍聴券を交付する。

告　　示

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和６年度の令和７年３月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和７年５月30日　　財　務　省

1　一　般　会　計

⑴　歳　　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	73,435,000,000	9,014,012,877	35,400,511,317	44,414,524,195	△29,020,475,804	60.4
租　税	72,393,000,000	8,940,464,589	34,628,547,223	43,569,011,813	△28,823,988,186	60.1
所得税	20,109,000,000	4,636,045,208	10,669,730,158	15,305,775,366	△4,803,224,633	76.1
法人税	18,054,000,000	455,423,143	7,173,083,413	7,628,506,557	△10,425,493,442	42.2
相続税	3,387,000,000	240,149,407	2,040,046,416	2,280,195,823	△1,106,804,176	67.3
消費税	24,343,000,000	2,756,570,498	11,046,855,185	13,803,425,684	△10,539,574,315	56.7
酒　税	1,209,000,000	190,011,267	619,760,299	809,771,567	△399,228,432	66.9
たばこ税	948,000,000	149,842,816	599,054,077	748,896,894	△199,103,105	78.9
揮発油税	2,018,000,000	262,409,998	1,055,071,326	1,317,481,324	△700,518,675	65.2
石油ガス税	4,000,000	422,286	2,494,435	2,916,722	△1,083,277	72.9
航空機燃料税	32,000,000	4,583,236	20,237,021	24,820,257	△7,179,742	77.5
石油石炭税	606,000,000	66,310,384	305,841,930	372,152,314	△233,847,685	61.4
電源開発促進税	311,000,000	44,332,205	183,390,116	227,722,322	△83,277,677	73.2
自動車重量税	402,000,000	31,120,051	255,223,801	286,343,853	△115,656,146	71.2
国際観光旅客税	44,000,000	4,724,475	29,159,130	33,883,606	△10,116,393	77.0
関　税	917,000,000	97,794,282	621,973,200	719,767,482	△197,232,517	78.4
とん税	9,000,000	724,726	6,621,782	7,346,509	△1,653,490	81.6
地価税	—	600	4,824	5,424	5,424	—
旧　税	—	—	101	101	101	—
印紙収入						
印紙収入	1,042,000,000	73,548,287	771,964,094	845,512,382	△196,487,617	81.1
官業益金及官業収入						
官業収入	55,346,775	4,812,179	49,002,929	53,815,108	△1,531,666	97.2
政府資産整理収入	247,697,656	126,823,445	182,651,471	309,474,917	61,777,261	124.9
国有財産処分収入	65,337,718	14,285,306	65,810,697	80,096,004	14,758,286	122.5
回収金等収入	182,359,938	112,538,138	116,840,774	229,378,913	47,018,975	125.7